

令和8年1月7日

青森市長 西 秀記 様

青森市特別職報酬等審議会

会 長 金 子 輝 雄



青森市特別職の報酬等の額について（答申）

当審議会は、令和7年10月20日に市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額について諮問を受けて以来、公平・中立的な立場から所要の資料をもとに慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達しましたので、ここに答申いたします。

1 審議会の結論

(1) 特別職の報酬等の額

市長及び副市長の給料の額並びに青森市議会議員の議員報酬の額は、次の表に掲げる改定額が適正な水準である。

区分	条例上の額 (本則・別表)	改定額	差額
市長	1,000,000 円	1,083,000 円	83,000 円
副市長	788,000 円	881,000 円	93,000 円
市議会議長	658,000 円	735,000 円	77,000 円
市議会副議長	603,000 円	672,000 円	69,000 円
市議会議員	580,000 円	628,000 円	48,000 円

(2) 改定実施時期

改定の実施時期については、令和8年4月1日とすることが適当である。

2 諮問事項（要旨）

現行の特別職の報酬等は、平成 28 年度の見直し以降、改定が行われていないものであるが、この間、新型コロナウイルス感染症による世界的な影響があった一方、近年は、インバウンド需要の増加をはじめとする経済の回復が進んでいるとともに、本県経済においても、春闘における賃上げ率が 3 %を超える高水準となりながらも、給料・賃金の伸びが物価の伸びを下回る状況にあるなど、様々な社会的・経済的変化があったところである。

これらの社会情勢の変化を踏まえ、現行の市長及び副市長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額について見直しが必要かどうか。また、見直すとした場合、適正な額はいくらであるか、その実施時期はいつとすべきか。

3 審議内容

（1）基本的な考え方

現行の特別職の報酬等は、平成 28 年度の見直し以降、改定が行われていないものであるが、この間、青森市においては、全国の傾向と同様に人口減少が進んでいる一方、財政状況は実質公債費比率や将来負担比率など改善している指標もあること、また、公務員給与、一般賃金（民間給与）、最低賃金、民間役員報酬など、賃金動向を示す指標においては、軒並み増額傾向にあるなど、様々な社会的・経済的変化があったことから、その変化を現行の報酬等に反映させることが望ましいと考える。

報酬等への反映に当たっては、給与水準や物価水準の変化といった複数の視点からの検討を行うとともに、類似団体である中核市及び青森県内他市との比較並びに青森市の財政状況を踏まえ、総合的に判断することとする。

（2）市長及び副市長の給料の額

上記考え方に基づき、平成 28 年度以降の社会情勢の変化を踏まえた時代に即した適正な水準を算定することとした。その内容は以下のとおりである。

市長の給料については、多面的な検討を行う観点から、青森市の財政状況、給与水準、物価水準の変化を基本とした以下の 5 つの方法により算定した額について検討を行った。

- ①中核市における財政状況の分布位置と同様の位置の給与水準とする方法（前回答申の考え方）
- ②国家公務員一般職の給与改定の基礎となる官民較差を反映する方法
- ③消費者物価指数の伸び率を反映する方法
- ④青森県職員一般職の給与改定の基礎となる公民較差を反映する方法
- ⑤（前回改定のあった）平成 26 年以前の給料月額を用いる方法

この5つ方法により算定された金額について、議論を行ったところ、

- 中核市や青森県内他市の中でも人口規模が大きく異なるため、比較対象とする都市は人口・財政が同規模の都市に限定した方がよいのではないか
- 算定する金額に青森市の財政状況を勘案する必要があるのではないか
- 特別職については成果報酬的な考え方もあり得るのではないか
- 金額の多寡のみならず改定の考え方が重要ではないか
- 現行の給料が安すぎたのではないか
- 市長は地域のリーダーであることや地域経済への影響も考慮すべきでないか

などの意見が出され、議論を重ねた結果、地域性を踏まえた給与水準の変化である「青森県職員一般職の給与改定の基礎となる青森県人事委員会における平成29年度以降の公民較差の累計 8.23%」を反映するのが妥当という意見が大勢を占めた。

したがって、市長の給料月額、現行給料月額に108.23%を乗じた「1,083,000円」が適正な水準であると決定するものである。

副市長の給料については、市長の給料月額と副市長の給料月額との差はその職責の違いによるものと考えられるところ、これまでの市長の給料月額に対する副市長の給料月額の比率は78.80%であるが、他中核市や青森県内他市と比較すると、かなり低い比率となっているため、比率を見直すべきという意見が大勢を占めた。

比率の見直しに当たっては、中核市62市、青森県内10市、中核市のうち人口同規模15市、青森県内の人口同規模3市の平均比率を基に議論を行ったところ、青森市と人口同規模の「中核市15市の市長の給料を100としたときの副市長の給料割合の平均比率である81.31%」を用いることが妥当という意見が大勢を占めた。

したがって、副市長の給料月額は、市長給料月額に81.31%を乗じた「881,000円」が適正な水準であると決定するものである。

(3) 市議会議員の議員報酬の額

議員の報酬額については、市長給料の考え方と同様に、5つの方法により算定された金額について議論を行ったところ、

- 必ずしも市長給料と同じ改定率でなくてもよいのではないか
- 議員の活動状況が一般市民にはわかりにくく、必ずしも一般職の給料よりも高くある必要はないのではないか
- 議会の活動日数を勘案すると、報酬が高いのではないか

などの意見が出され、議論を重ねた結果、地域性を踏まえた給与水準の変化である「青森県職員一般職の給与改定の基礎となる青森県人事委員会における平成29年度以降の公民較差の累計 8.23%」を反映するのが妥当という意見が大勢を占めた。

したがって、議員の報酬月額、現行報酬月額に 108.23%を乗じた「628,000 円」が適正な水準であると決定するものである。

議長・副議長の報酬月額については、議員の議員報酬月額に対する比率はそれぞれ 113.4%と 103.9%であるが、他中核市や青森県内他市と比較すると、低い比率となっているため、比率を見直すべきという意見が大勢を占めた。

比率の見直しに当たっては、副市長給料の考え方と同様に、中核市 62 市、青森県内 10 市、中核市のうち人口同規模 15 市、青森県内の人口同規模 3 市の平均比率を基に議論を行ったところ、青森市と同一人口規模の「中核市 15 市の議員の報酬を 100 としたときの議長・副議長の報酬割合の平均比率」を用いることが妥当という意見が大勢を占めた。

したがって、議長の報酬月額は、議員報酬月額に 117.01%を乗じた「735,000 円」、副議長の報酬月額は、議員報酬月額に 106.95%を乗じた「672,000 円」が適正な水準であると決定するものである。

(4) 改定実施時期について

改定の実施時期については、できる限り早期にこの答申内容の実現を図るため、令和 8 年 4 月 1 日とすることが適当である。

4 附帯意見（審議会からの要望）

(1) 議会活動・議員活動の透明化

一般的に市議会議員の活動状況は市民にとってわかりにくいものであり、これまでも議会報告・意見交換会の開催等により議会活動の透明化を図る努力がなされているところであるが、引き続き、議会活動や議員活動について、市民が理解し評価できるような方策や体制の構築に取り組まれることを要望する。

(2) 議員定数の適正化

市の人口が減少している中、適正な議員定数について、議会の中で議論されることを要望する。